平成２２年（フ）第１８５号
広島県福山市南蔵王町１丁目９番10―303号　菊水ハイツ、旧住所広島県福山市春日町５丁目７番17号　ベルエポック21　A101
債務者　森脇　健吾
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１９９２号
名古屋市守山区桔梗平３丁目203番地　プレール103号
債務者　髙木　一志
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１４０号
熊本市健軍５丁目６番30号
債務者　原田　元気
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１９２号
熊本市水前寺１丁目13番２号
債務者　椎葉　　滋
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３６０号
熊本市下通２丁目８番５号　柏田第３ビル303号
債務者　佐藤セリラ
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４８１号
熊本市清水万石５丁目13番２号
債務者　山口　量子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４８２号
熊本市長嶺東８丁目６番79号
債務者　平井　芳郎
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４９８号
熊本市長嶺東５丁目４番７号
債務者　西島　文徳
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５０２号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼443番地
債務者　板楠　節夫
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５０４号
熊本市新南部１丁目２番19号
債務者　松本　智子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５０５号
熊本県菊池郡大津町大字室2147番地１
債務者　岩下　　綾
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５０６号
熊本県宇城市松橋町両仲間49番地５　クリスティヒルズ102号
債務者　田嶋　祐子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５１７号
熊本市良町１丁目５番８号
債務者　佐々木光一
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５１９号
熊本県菊池郡大津町大字平川2233番地２
債務者　隈部　美奈
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５２７号
熊本県宇城市小川町新田1891番地７
債務者　野口　　薫
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５３６号
熊本県宇土市築籠町170番地３
債務者　宮崎　美保
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５４６号
熊本市植木町今藤93番地19
債務者　岡本　政和
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１２２９７号
東京都調布市入間町２丁目20―68
債務者　松井　明美（旧姓菅井）
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時　東京地方裁判所民事第20部